

# 平成23年4月1日より

## 健康保険被保険者証の記載事項が変わります

健康保険法施行規則等の一部改正に伴い、協会けんぽが発行する被保険者証の記載事項を平成23年4月1日より変更することになりました。

### 変更内容

ア 事業所所在地の表示がなくなります

イ 記号番号の表示が大きくなります

被保険者証イメージ

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00124
	記号 12345678	平成22年4月3日交付 番号 123456
氏名	ケンボ クロウ 健保 太郎	
生年月日	昭和44年12月2日	性別 男
資格取得年月日	平成22年4月1日	
事業所所在地	〇〇市〇〇町1-2-3	
事業所名称	〇〇〇〇 株式会社	
保険者番号	01010011	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
		印

変更前

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00124
	① 記号 12345678 番号 123456	平成22年4月3日交付
氏名	ケンボ クロウ 健保 太郎	
生年月日	昭和44年12月2日	性別 男
資格取得年月日	平成22年4月1日	
事業所所在地	ア	
事業所名称	〇〇〇〇 株式会社	
保険者番号	01010011	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
		印

変更後

## 発行済の被保険者証(従来どおり使用できます)

平成23年4月1日以降に発行する被保険者証から記載事項が変更となります。

すでに発行されている被保険者証の更新(差し替え)はありません。

すでに発行済みの被保険者証は従来どおり使用できます。

\* 裏面「被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか?」もご覧ください。



## 被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか？



健康保険では、就職や一定の収入を超えた場合など、健康保険の被扶養者の条件に**該当しなくなったとき**に「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。

### 結果

#### 平成22年度の被扶養者資格の再確認

平成22年5月より実施した被扶養者資格の再確認では、被扶養者から除かれた9割以上が「**就職したが届出をしていなかった**」というもので、二重加入による解除の届出もれが多く見受けられる結果となりました。

### 実施

#### 平成23年度の被扶養者資格の再確認

協会が行う被扶養者資格の再確認は、事業主や従業員のみなさまのご協力のもと、**毎年度実施**することとしております。**平成23年度**においても、今年度と同様に**5月から7月まで**の期間で実施いたします。

\*5月末より順次、再確認に必要なリストを送付いたします。

### 高齢者医療制度への負担

#### 加入者の人数に応じて算出されます

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することになりますが、こうした協会けんぽなどからの支援金(皆さまが納められた保険料によるものです)は、原則として各々の制度の加入者(被保険者及び被扶養者)の人数に応じて算出されます。そのため、本来、健康保険の被扶養者から解除しなければならぬ方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金の額に追加され、皆さまの保険料負担も増えることとなります。

### 提出先

#### 健康保険被扶養者(異動)届の提出先

提出先は、事業所を管轄する**年金事務所**となります。

被扶養者に異動があった場合は、**すみやかな届出**にご協力ください。

\*被扶養者の届出に関することは、年金事務所へお尋ねください。

## 全国健康保険協会(協会けんぽ)

詳しくは協会けんぽホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)をご覧ください。